

第1章 小中一貫教育校推進委員会設置の経緯と目的

練馬区教育委員会では、義務教育9年間にわたる一貫した教育課程と学校環境のもとで、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成するために、小中一貫教育校の設置を検討してきました。

平成20年11月、「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、同年12月、大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校を練馬区初となる小中一貫教育校に選定しました。

基本方針では、練馬区立小中一貫教育校推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、教育内容、学校経営、施設整備、就学等について検討し、平成23年4月の開校を目指して実施計画を作成することとされています。

そこで、基本方針に基づき、平成21年5月14日（木）、学校、保護者、地域の代表などで構成する推進委員会を設置し、小中一貫教育校の設置に向けた諸課題について検討を開始しました。

第2章 小中一貫教育校の教育

基本方針では、小中一貫教育校において同校や地域社会の実態および児童・生徒の心身の発達を十分考慮して、9年間の一貫した教育課程を編成・実施することとしています。また、同校における取組とその成果を他の小中学校に情報発信して小中連携教育等に生かすことにより、すべての小中学校において特色や魅力のある学校づくりを推進し、練馬の学校教育の活性化を図ることとしています。

小中一貫教育校では、基本方針に基づき9年間を以下の3期に分けて、それぞれの段階におけるねらいや重点を明確にして指導することとします。

- ・Ⅰ期（1～4年）⇒基礎・基本を繰り返して、習熟を図る時期。学びの基本姿勢を身に付けることを目指す。
- ・Ⅱ期（5～7年）⇒基礎・基本を生かして、具体的な物で考える時期から論理的・抽象的思考へ移行する時期。意欲的に学ぶ姿勢を身に付けることを目指す。
- ・Ⅲ期（8・9年）⇒基礎・基本を応用して、論理的・抽象的思考を着実に行う時期。主体的に学ぶ姿勢を身に付けることを目指す。

小中一貫した教育課程を編成する際の基となる資料を作成するため、平成21年5月21日（木）、推進委員会のもとに練馬区小中一貫教育資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を設置しました。

資料作成委員会では、練馬区の児童・生徒が抱える教育上の課題や小中一貫教育校独自の課題に着目して、4つの重点事項（表現力の育成、心の教育の推進、体力の向上、キャリア教育の推進）を設定し、それぞれに部会を設けました。平成21年度は、各部会ごとに、検討の視点、重視する指導項目、発達段階に応じて3つに分けた学習期ごとの子供像などについて検討しました。（P2、3参照）

練馬区小中一貫教育資料作成委員会 各部会の検討の概要

	表現力の育成	心の教育の推進
検討の視点等	<p>1 表現する側の「自分が発信する力」「伝える力」に焦点をあて、「伝える力＝表現力」の構成要素の検討</p> <p>2 語い力の指導については、学習期ごとに身に付けさせるのではなく、国語科を中心として教科指導の中で9年間を通して指導していくことの確認</p>	<p>1 心の教育の進め方 学校の全教育活動および学校教育と家庭、地域社会との連携によって推進していく。</p> <p>2 豊かな心の内容 人としてよりよい生き方を求め、それを実践していくとする心</p> <p>3 地域の資料等の活用 練馬区や東京都に関する資料等の活用を図る。</p> <p>4 指導体制 地域人材の活用を図る。</p>
重視する指導項目とその定義等	<p>1 調べる力 自由な発想からテーマを発見する力 発表することを見据え、情報を集めたり、まとめたりする力</p> <p>2 組み立てる力 順序立てて話すために言葉を組み立てる力 効果的に表現するために演出を組み立てる力</p> <p>3 表現に関する技能 自分の気持ちや考えを最も適切に効果的に表現するための力・技能</p> <p>4 態度・相手意識 相手を意識した言葉遣いや態度 敬語をきちんと使い分ける力</p>	<p>1 規範意識 法やまりの意義を理解し、それを守ることで住みよい社会を作ろうとする。</p> <p>2 生命尊重 命の尊さを理解し、自他の生命を尊重する。</p> <p>3 自尊感情 自分のよさに気付き、自信をもつことで自己決定力を身に付ける。</p> <p>4 思いやりの心 他人の立場やよさを理解し、だれに対しても思いやりの心をもつ。</p> <p>5 社会連帯の自覚 学校や集団、地域や社会等の一員として、役割と責任を自覚するとともに、集団や社会生活とのつながりを大切にし、社会のために貢献しようとする。</p>
学習期ごとの子供像	<p>I期 「表現意欲の醸成期」 ・基礎的な言語スキルを身に付けた子供 ・身体表現等を取り入れながら、自己表現を中心とした表現活動を行う子供</p> <p>II期 「効果的な表現方法の取得期」 ・ICT機器等を効果的に活用した表現法を身に付けた子供</p> <p>III期 「表現を通した思考力や感性・情緒の伸長期」 ・第II期で経験した技能等を活用し、最もよい表現方法を選択できる子供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約束やまりが守れる子供（規範意識） 自分が生きていることを実感し生命あるすべてのものの大切にする子供（生命尊重） 他者への信頼関係をもち、自分の居場所を見付けられる子供（自尊感情） 体験活動を通じて、相手のことを思いやり、親切にし、いたわり、励ますことができる子供（思いやりの心） 学校や地域の人々を愛し、協力して楽しく活動する子供（社会連帯の自覚） <ul style="list-style-type: none"> 法やまりを守り、自他の権利を大切にするとともに、義務を果たせる子供（規範意識） 生命がかけがえのないものであることを理解し、自他の生命を大切にする子供（生命尊重） 自分のよさに気付き、目標をもって努力していくとする子供（自尊感情） 体験活動を通じて、人の優しさを感じ、それを素直に受け止め、今日の自分があるのは多くの人々によって支えられていることに気付ける子供（思いやりの心） 人と人とのつながりの大切さを理解し、地域社会の一員として生活する子供（社会連帯の自覚） <ul style="list-style-type: none"> 法やまりの意義を理解し、社会の秩序と規律を高めようとする子供（規範意識） 生命の尊さを理解し、自他の生命を尊重し、大切にする態度を身に付けた子供（生命尊重） 自分のよさを伸ばし、自己実現しようとする子供（自尊感情） 体験活動を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、共にかけがえのない人間であることを自覚できる子供（思いやりの心） 地域社会の一員としての誇りをもって、よりよい社会の実現と発展に努める子供（社会連帯の自覚）

※ I～III期：9年間を児童・生徒の発達段階に応じて分けた区分。I期(1～4年)、II期(5～7年)、III期(8・9年)

体力の向上	キャリア教育の推進
<p>1 練馬区の子供に身に付けさせたい体力の検討 ① 運動をするための体力 ② 健康に生活するための体力 (練馬区体力向上検討委員会報告より)</p> <p>2 学校教育全体の中で体育（保健体育）、特別活動、クラブ活動、部活動、家庭・地域の連携など、総合的に体力の向上を図る。</p> <p>3 体力調査報告書をもとに、本区の児童生徒の体力にかかわる課題と改善策を検討する。</p>	<p>1 体験活動を積極的に取り入れた指導 実際の活動の中で児童生徒が自ら行動し、考え、感じることができる体験を積極的に取り入れる。</p> <p>2 子供が具体的な成長モデルを想像できる指導 児童生徒が自らの成長について具体的なイメージをもてるよう工夫する。</p> <p>3 自己有用感を実感できる指導 一人一人の児童生徒の役割を明確にした上で最後まで遂行できるよう指導を徹底する。</p>
<p>1 運動に必要な動きや技能 生涯にわたって運動に親しむために、体の基本的な動きを培う指導を行う。なお、体育・保健体育科の「体づくり運動」の充実を図る。</p> <p>2 運動の楽しさを味わい、意欲的に運動に親しむ態度 異学年の交流による体育集会等の特別活動や地域人材の活用を図るなど、小学校から部活動に参加できるように校内体制を整備する。</p> <p>3 健康を保持増進させるための知識や理解 教科における保健体育科や家庭科等と関連を図り、体力に関する知識や望ましい生活習慣を身に付けるための知識を習得し実践していく力を育成する。</p>	<p>1 自己肯定感・自立心 自らを肯定的にとらえ自身の潜在的な力を発揮する原動力となる自己肯定感の育成と自己肯定感を基盤とする自立心の醸成。</p> <p>2 望ましい勤労観・職業観 「周りの人たちを含めた周囲の環境への働きかけ」「集団における役割の自覚と責任の遂行」「自らの将来の展望」を重視し、望ましい勤労観・職業観を育成</p>
<p>「様々な運動を体験させる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・力いっぱい運動する子供 ・運動する楽しさを味わう子供 ・運動の基本的な動きを身に付けた子供 	<p>「自分大好き・友達大好き・学校大好き」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に適応し身の回りの事象への関心を高める子供 ・友達とのかかわりを深める子供 ・自分の持ち味を發揮するとともに、役割を自覚できる子供
<p>「多くの種目を体験させる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動の特性に触れ、楽しさを味わう子供 ・自分の体に関心をもつ子供 	<p>「夢から希望へ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の役割や責任を果たし役立つ喜びを体得する子供 ・自他の違いを尊重するとともに集団の中で自己を生かす子供 ・社会と自己のかかわりから、自らの夢や希望をふくらませる子供
<p>「得意な運動を見付けさせる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力を高めるために自己に適した計画を立て、実践できる子供 ・運動の技能をさらに高め、楽しさを味わう子供 	<p>「希望の実現に向けて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の一員としての自覚を高め、義務と責任を果たす子供 ・自分の特性を活かし、個性を伸ばす子供 ・希望の達成のため、将来に向けた努力を始める子供

第3章 小中一貫教育校の学校経営体制等

基本方針では、小中一貫教育校は小学校と中学校が1つの学校として、一体となった組織体制を編成する必要があるため、小中一貫教育校の校長は1人としています。また、副校長については、小中学校間の連絡や地域社会との連携も考え、3人体制とし、校長の学校経営を支えていくこととされています。これら教育管理職の特例的な配置については、現在、東京都と協議しています。また、校務分掌については、平成22年度に具体的に検討していきます。

大泉学園桜小学校、大泉学園桜中学校では、教職員合同による小中一貫教育校連絡会を開催し、4つの分科会（教務、生活、学習、庶務）に分かれて開校に向けた準備を進めています。

第4章 小中一貫教育校の施設整備

小中学校の児童・生徒および教職員が日常的に交流し、より高い教育効果を上げることができるように、大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校の校舎等を改修します。（資料編P12～17参照）

1 改修工事の基本的な考え方

- (1) 「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針（平成20年11月策定）」に基づき、既存校舎を活用します。
- (2) 小中一貫教育校に必要な機能を整備します。
- (3) 平成23年4月の開校に向けて整備します。
- (4) 工事は、長期休業期間を中心に行い、できるだけ教育活動に支障がないよう配慮します。

2 改修工事の主な項目

- (1) 普通教室数の確保
普通教室 26（小学校13、中学校13）
- (2) 職員室
中学校校舎の1階に配置します。（第2理科室および金工室を職員室に改修します。）
LANを敷設するため、OA床とします。
- (3) 多目的作業室
小学校校舎に職員等が常駐できる多目的作業室を設置します。
- (4) 通路の確保
小中学校校舎の1階接続部分を改修し、通路として使用できるようにします。

(5) 校内 LAN

各階に LAN を配管します。中学校校舎 2 階個別学習室にも LAN を配管します。

(6) ランチルーム

小中学生の共有スペースとして活用します。

(7) 多目的室・小多目的室

小中学生の共有スペースおよび学校応援団や地域の利用に供します。

(8) 校庭・メイン通路

小中学校校庭の境界部分をメイン通路と位置付けて舗装し、接道部に新たな校門を設置します。メイン通路の一部にアンツーカー部分を設けて、小中学校の校庭を貫いて 100m 走が可能となるように整備します。

(9) その他の工事

消防設備改修、放送設備改修、防犯カメラ設備改修、外溝・昇降口改修など

3 スケジュール

平成 22 年度 第 1 期工事

平成 23 年度 第 2 期工事

1 小中一貫教育校の就学の特例についての考え方

練馬区では、小学校は通学区域制度を維持し、中学校では通学区域制度に加え、学校選択制度を実施しています。そのため、児童・生徒が居住している通学区域内の小中学校を希望すれば、必ず入学することができます。この就学の原則に対して、以下の特例を設けることとし、平成22年度新入学予定者から適用します。

(1) 通学区域制度の特例

小中一貫教育校の小学校（以下「一貫小学校」という。）の通学区域外に居住している方のうち、小中一貫教育校の中学校（以下「一貫中学校」という。）の通学区域内に居住している方から、一貫小学校へ入学したいとの希望があれば、原則として小学校新入学時から入学できることとします。

(2) 学校選択制度の特例

一貫中学校の通学区域外に居住している方のうち、一貫小学校に在籍している方から、一貫中学校へ入学したいとの希望があれば、原則として入学できることとします。

なお、(1)(2)については、小中一貫教育校の施設状況によっては、一貫小学校または一貫中学校の通学区域外からの希望者を対象とした抽選を行わなくてはならない場合もあり得ます。

2 1の考え方に基づく入学の順位

(1) 小学校

第1順位 ① 一貫小学校の通学区域内居住者（桜小学区内Ⓐ）

【希望者は全員入学】

第2順位 ② 一貫中学校の通学区域内居住者（緑小学区内で桜中学区内Ⓑ）

【特例適用者であり希望者は原則全員入学】

第3順位 ③ ①②以外の指定校変更申請者（小・中とも学区外）

【特例適用はなく、通常の指定校変更審査基準による】

(2) 中学校

第1順位 ① 一貫中学校の通学区域内居住者（桜中学区内Ⓐ+Ⓑ）

【希望者は全員入学】

② 一貫小学校在籍者（桜中学区外だが桜小在籍）

【特例適用者であり希望者は原則全員入学】

第2順位 ③ ①②以外の学校選択希望者（桜中学区外）

【特例適用はなく、希望人数により抽選】

第3順位 ④ ①②③以外の指定校変更申請者

【特例適用はなく、通常の指定校変更審査基準による】



※「この背景の基本図の著作権は練馬区が有しています。」

※「この背景の管内図の著作権は練馬区が有しています。」

※「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。(助言番号 平20開公、第180号)」

第6章 小中一貫教育校の学校生活（標準服、統一校名等）

推進委員会での協議を経て、標準服については、大泉学園桜小学校および大泉学園桜中学校内に設置した小中一貫教育校標準服検討委員会（平成21年12月設置、委員長：大泉学園桜小学校副校長、副委員長：大泉学園桜中学校副校長）において、標準服の在り方等を具体的に検討していくことになりました。

小中一貫教育校の統一校名（通称名）、統一校章（シンボルマーク）、統一校歌（愛唱歌）については、平成22年度に具体的に検討していきます。

周年行事については、大泉学園桜小学校・大泉学園桜中学校としての実施は平成22年度までとし、平成23年度からは小中一貫教育校として周年行事を実施します。したがって、平成23年度に小中一貫教育校として開校記念行事を行います。

第7章 小中一貫教育校に関するアンケート調査

1 調査の目的

平成23年4月の開校を目指して準備を進めている練馬区立小中一貫教育校の実施計画を策定する際の参考とするため、大泉学園桜小学校、大泉学園桜中学校、大泉学園緑小学校にかかる児童・生徒、保護者、教職員、地域住民を対象にアンケート調査を実施しました。

2 調査の実施項目

- (1) 練馬区立小中一貫教育校に対する周知状況（認知、認知媒体）
- (2) 練馬区立小中一貫教育校に対する評価と要望
 - ① 教育方針・運営方針
 - ② 教育活動
 - ③ 学校と地域とのかかわり
 - ④ 意見と要望
- (3) 小中学生の進学意識
 - ① 進学時の期待感・期待内容
 - ② 進学時の不安
- (4) 小中学生の好きな教科・部活動・スポーツ

3 調査の実施状況

(1) 調査実施期間

平成 21 年 9 月 17 日～10 月 16 日

(2) 調査対象、回収率等

調査対象	送付数(人)	回収数(人)	回収率(%)	調査方法
小学生(4～6年)	532	526	98.9	自記式調査法
中学生(1～3年)	153	149	97.4	自記式調査法
保護者(小1～中3)	1,029	724	70.4	留置調査法
教職員	68	58	85.3	留置調査法
地域(20歳以上)	503	157	31.2	郵送調査法
合計	2,285	1,614	70.6	

※ 小中学生：3校（大泉学園桜小学校、大泉学園桜中学校、大泉学園緑小学校）にて配付・回収

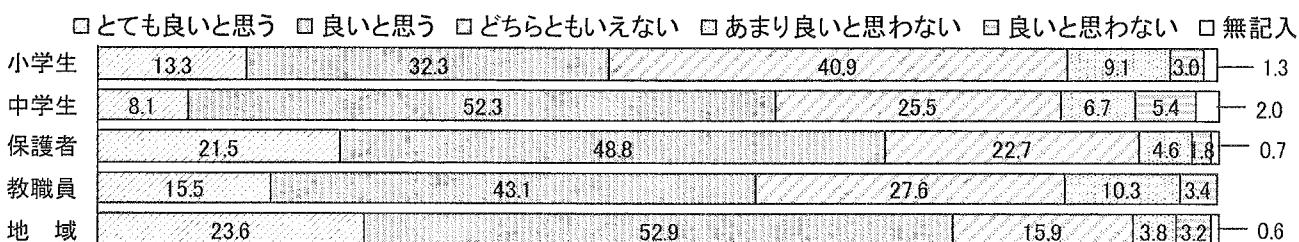
※ 保護者：3校（同上）の児童・生徒の保護者を対象に配付・回収

※ 教職員：3校（同上）に勤務する教職員に対して配付・回収

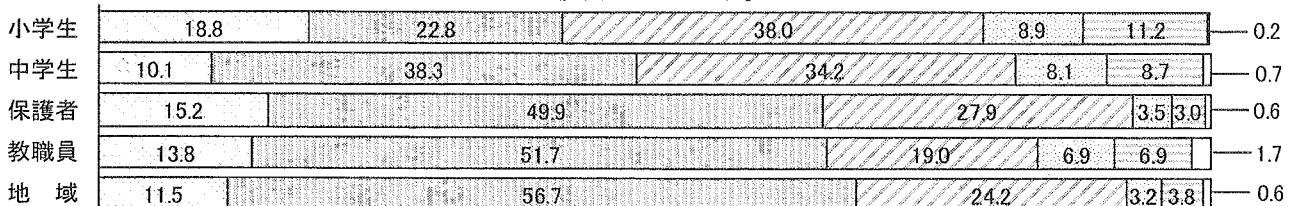
※ 地域：3校（同上）の通学区域内に居住する20歳以上の男女を無作為抽出

4 主な調査項目の結果

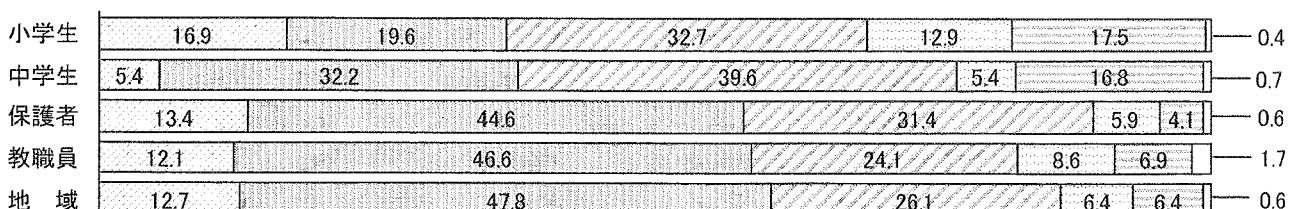
〔質問〕9年間（小1～中3）にわたる一貫した教育課程のもとで、計画的、継続的な学習指導および生活指導において発達段階に応じたきめ細かい指導を行います。（%）



〔質問〕統一校名（通称名）を決めることを検討しています。



〔質問〕統一校歌（愛唱歌）を決めることを検討しています。



〔質問〕統一校章（シンボルマーク）を決めることを検討しています。

